

豊川市有害鳥獣防除事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、イノシシ、シカ、サル、カラス等の鳥獣（以下「有害鳥獣」という。）による農作物の被害を最小におさえ、生産性の向上、計画的生産の推進及び経営の安定を図るため、有害鳥獣の防除を行う者に対し、市の予算の範囲内で交付する豊川市有害鳥獣防除事業補助金（以下「補助金」という。）について、豊川市補助金等に関する規則（平成5年豊川市規則第49号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、電気柵、防鳥網（捕獲目的の網を除く。）又は捕獲檻（以下「電気柵等」という。）を設置する事業で、次に掲げる要件を満たしているものとし、補助事業の実施に要する経費のうち電気柵等の資材一式の購入費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。

- (1) 電気柵等の設置場所が、有害鳥獣の被害が想定される場所で市内等の農地であって、電気柵及び防鳥網にあつてはその農地内、捕獲檻にあつてはその農地に関連する場所であること。
- (2) 電気柵等の設置の目的が、有害鳥獣の防除であること。
- (3) 電気柵等を自らが所有する土地又は当該土地の所有者から承諾を得た土地に設置するものであること。
- (4) 当該年度内に新たに購入し、及び設置する電気柵等であること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有する農業従事者又は市内に事業所若しくは事務所を有する市長が特に認める団体（以下「特認団体」という。）であつて、電気柵等を購入したものとする。

2 前項の規定にかかわらず、捕獲檻を購入した者にあつては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に規定するわな猟免許及び豊川市鳥獣捕獲許可事務取扱要領に基づく鳥獣捕獲許可証を所有していなければならない。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、別表に定める補助率及び上限額により算出した額とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業の実施前までに、豊川市有害鳥獣防除事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 電気柵等のカタログ（規格がわかる図面等）及び見積書の写し
- (2) 設置位置図、配置図（見取図）
- (3) 捕獲檻については、わな免許の写し及び鳥獣捕獲許可証の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、農業従事者1戸（特認団体1組織）につき1年に1回までとする。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、豊川市有害鳥獣防除事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による決定に条件を付すことができる。

(補助事業の内容の変更)

第7条 前条第1項の規定による通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとするときは、速やかに豊川市有害鳥獣防除事業補助金事業変更交付申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、第6条第1項の規定による通知を受け取った日から起算して15日を経過する日までに、豊川市有害鳥獣防除事業補助金交付申請取下書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日か

ら起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、豊川市有害鳥獣防除事業補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 購入した資材一式の写真及び設置後の写真
- (2) 購入した資材一式の内訳がわかる納品書等の写し
- (3) 購入した資材一式の領収書等の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する報告を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、豊川市有害鳥獣防除事業補助金確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。
(補助金の交付)

第11条 補助金は、補助事業の完了後に交付する。ただし、市長は、必要があると認めるときは、その全部又は一部を概算払又は前金払により交付することができる。
(交付の決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付の決定の内容及び交付に付した条件に違反したとき。
- (4) この要綱の規定に違反したときその他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、豊川市有害鳥獣防除事業補助金取消通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

(農協への委任の特例)

第13条 補助対象者のうち、ひまわり農業協同組合（以下「農協」という。）から電気柵等を購入したものにあっては、第5条及び第7条から第9条までの規定にかかわらず、補助金の交付に係る手続を農協に委任することができる

る。

2 第5条から前条までの規定は、前項の手續について準用する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(豊川市有害獣類防除事業実施要領の廃止)

2 豊川市有害獣類防除事業実施要領(平成13年4月1日施行)は、廃止する。

3 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

器具の種類	補助率	上限額
電気柵 (大型獣)	農業従事者1戸（特認団体1組織）につき補助対象経費の1/4以内	10万円
電気柵 (中型獣)	農業従事者1戸（特認団体1組織）につき補助対象経費の1/2以内	5万円
防鳥網	農業従事者1戸（特認団体1組織）につき補助対象経費の1/2以内	5万円
捕獲檻	農業従事者1戸（特認団体1組織）につき補助対象経費の1/2以内	5万円